

【し尿便槽が自宅と事業所等兼用の方】

「し尿くみ取り自宅兼用」の承認条件 ※ア、イ、ウ全てを満たしていること。

- ア し尿便槽が自宅と事業所等の兼用であること。
- イ 1か月のし尿くみ取り量が一般家庭と同程度（1800程度）であること。
※1か月及び1回あたりのくみ取り量が2000を超えないこと。
- ウ し尿便槽の自宅兼用届の提出があること。

※ア及びイを満たしている場合のみ、下記に記入して提出してください。

し尿便槽の自宅兼用届

私の自宅のし尿便槽は、自宅と事業所等の兼用であることに相違ありません。
また、上記ア及びイの承認条件を満たしておりますので、し尿くみ取り（料金）
手数料は、一般家庭（定額）として取り扱ってくださいますようお願いいたします。
また、今後、承認条件に該当しなくなった時は、すみやかにお届けします。
なお、この届出に関する明石市の調査に協力いたします。

明石市長 様

年 月 日

汲取り便所設置場所 明石市_____

事業所等名称（屋号） _____

届出者（世帯主） 氏名 _____

住所 明石市_____

電話番号 — —

※日中連絡がつく電話番号をご記入ください。